

# 利用者負担について

平成 25 年 12 月 26 日  
(赤字部分が修正部分)

# 目 次

1. 新制度の利用者負担の概要	2
2. 利用者負担の検討の視点	7
I. 所得階層の区分数	9
II. 所得階層の区分の決定方法	10
III. 利用者負担の切り替え時期について	10
IV. 多子軽減の取り扱い	12
V. 保育料以外の実費徴収、上乘せ徴収の取り扱い	14
VI. その他の検討事項	16
(参考) 現行の幼稚園と保育所の利用者負担の概要	17

# 1 . 新制度の利用者負担の概要

## (1) 利用者負担の構造

- 利用者負担の額は、政令で定める額を限度として、支給認定保護者の世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額、とされている。(支援法27条3項2号、29条3項2号等)
- また、私立保育所に対しては、支援法附則第6条の規定により、施設型給付費ではなく、委託費として支払うこととされているが、その場合に、市町村は、支給認定保護者又は扶養義務者から、当該保育費用をこれらの者から徴収した場合における家計に与える影響を考慮して、子どもの年齢等に応じて定める額を徴収する、こととされている。

## (2) 本部会で御議論頂く利用者負担の位置付け

- 上記のとおり、保護者から、施設又は市町村が徴収する利用者負担の額については、市町村が定めることとされているが、本部会では、市町村が支弁する施設型給付費等に対して、国及び都道府県が負担する際の基準となる利用者負担額について、その在り方を決めることが必要。(その上で政令で規定)
- 本部会で御議論頂く利用者負担については、国庫負担金(都道府県負担金)の精算基準及び市町村が定める利用者負担の限度額という位置付けとなる。

## (3) 検討スケジュール

- 公定価格のスケジュールでお示ししているように、新制度を円滑に施行するため、「利用者負担の在り方」についても、今年度内に固めて頂くことが必要。

#### (4) 検討に当たって

○ 利用者負担の検討に当たっては、現行の幼稚園・保育所の利用者負担の水準を基に、これまでの議論の中で整理された内容や、国会での附帯決議の内容を踏まえて検討していくことが必要。

① 利用者負担の制度改正検討時点での整理（平成24年3月2日少子化社会対策会議決定）

○ 新制度における利用者負担については、すべての子どもに質の確保された学校教育・保育を保障するとの考え方を踏まえ、利用者の負担能力を勘案した応能負担を基本として定める。

○ 具体的には、所得階層区分ごと、保育の必要性の認定の有無、認定時間(利用時間)の長短の区分ごとに定額の負担を設定する。

ア 保育の必要性の認定を受けた子どもの場合

- ・ 現行の保育制度の利用者負担の水準を基本に、所得階層区分ごと、認定時間(利用時間)の長短の区分ごとに定額(月額)の負担を設定する。
- ・ 満3歳以上児については、現行、一定階層以上の利用者には保育単価限度以上の負担を求めていることや、保育の必要性の認定を受けない子どもに係る利用者負担の在り方との整合性を考慮し、一定階層以上については一律の負担とする。
- ・ 実施主体である市町村の事務簡素化を図るため、所得階層区分は市町村民税額を基に行う。
- ・ 同一世帯の複数の子どもの場合、現行制度と同様の多子軽減措置を導入する。
- ・ 家庭的保育、小規模保育等の多様な保育に係る利用者負担についても、同様の整理を基本とする。  
※ 延長保育、病児・病後児保育等については、現行の各事業との整合性等を踏まえ、整理する。

イ 保育の必要性の認定を受けない子どもの場合

- ・ 現行の幼稚園制度の利用者負担の水準を基本とする。
- ・ その上で、長時間利用の子どもの利用者負担の考え方との関係については、引き続き整理する。

○ 利用者負担の設定については、国が定める全国基準額を踏まえ、市町村が費用徴収基準額を定めることとする※。その際、各市町村が単独事業として利用者負担を軽減する措置については、現行と同様に、各市町村の判断により行うことを妨げないものとする。

※ 実費徴収や実費徴収以外の上乗せ徴収については、一定の要件の下で施設が定める。

○ 利用者負担の水準については、財源の在り方と併せて、検討する。

② 子ども・子育て関連3法の国会での附帯決議（利用者負担に関わる事項）

○ 参議院 社会保障と税の一体改革に関する特別委員会

- ・ 施設型給付、地域型保育給付等の利用者負担は、保護者の所得に応じた応能負担とし、具体的な水準の設定に当たっては、現行の幼稚園と保育所の利用者負担の水準を基に、両者の整合性の確保に十分配慮するものとする。

※ 上記を踏まえた利用者負担額の変更のイメージは次頁以降

## 教育標準時間認定を受けた子どもの利用者負担の変更のイメージ

〔 ・ 現行の利用者負担の水準を基本とする。  
 ※ ( ) 内は、幼稚園就園奨励費の平成26年度概算要求の内容を反映させた場合の額 〕

階層区分	推定年収	現行の保育料		階層区分	定額利用者負担	
		公立	私立		公立	私立
①生活保護世帯	—	4,900円 (0円)	6,600円 (0円)	①		
②市町村民税 非課税世帯 (市町村民税所得割非課税世帯含む)	~270万円	4,900円	9,100円	②	(保育認定を受けた子ども(満3歳以上)の利用者負担との整合性を考慮)の利 現行の負担水準を基本とする。	
③市町村民税 所得割課税額 34,500円以下	~360万円	6,500円	16,100円	③		
④市町村民税 所得割課税額 183,000円以下	~680万円	6,500円	21,300円	④		
⑤市町村民税 所得割課税額 183,001円以上	680万円~	6,500円	25,200円	⑤		



※②~⑤：第1階層を除き、前年度分の市町村民税の区分が右の区分に該当する世帯

※現行の保育料：実際の保育料等の平均値から幼稚園就園奨励費補助の単価を差し引いたもの。

※①~⑤：現行の階層区分を基本として市町村民税額を基に階層区分を設定。

※ただし、給付単価を限度とする。

## 保育認定を受けた子ども（満3歳以上）の利用者負担の変更のイメージ

・ 保育標準時間認定を受けた子どもは現行の利用者負担の水準を基本（ただし、一定階層以上については一律負担）、保育短時間認定を受けた子どもは保育標準時間認定を受けた子どもと教育標準時間認定を受けた子どもの中間程度に設定する。

階層区分	推定年収	現行の 費用徴収基準
①生活保護世帯	—	0円
②市町村民 税非課税世帯	～260万円	6,000円
③市町村民 税課税世帯	～330万円	16,500円
④所得税額 40,000円未満	～470万円	27,000円 (保育単価限度)
⑤所得税額 103,000円未満	～640万円	41,500円 (保育単価限度)
⑥所得税額 413,000円未満	～930万円	58,000円 (保育単価限度)
⑦所得税額 734,000円未満	～1130万円	77,000円 (保育単価限度)
⑧所得税額 734,000円以上	1130万円～	101,000円 (保育単価限度)



階層区分	定額利用者負担	
	保育標準時間	保育短時間
①	現行の保育制度の利用者負担を基本とする。 （ただし、一定階層以上については一律の負担） （教育標準時間認定を受けた子どもとの整合性を考慮）	保育標準時間認定を受けた子どもと教育標準時間認定を受けた子どもの負担額の中間程度に設定する。 （教育標準時間認定を受けた子どもとの整合性を考慮）
②		
③		
④		
⑤		
⑥		

②～③：第1階層及び第4～第8階層を除き、前年度分の市町村民税の区分が右の区分に該当する世帯

④～⑧：第1階層を除き、前年分の所得税課税世帯であって、その所得税の区分が右の区分に該当する世帯

※ ①～⑥：現行の階層区分を基本として市町村民税額を基に階層区分を設定。

※ ただし、給付単価を限度とする。

## 保育認定を受けた子ども（満3歳未満）の利用者負担の変更のイメージ

- ・ 保育標準時間認定を受けた子どもは現行の利用者負担の水準を基本、保育短時間認定を受けた子どもは保育標準時間認定を受けた子どもの一定割合に設定する。

階層区分	推定年収	現行の費用徴収基準
①生活保護世帯	—	0円
②市町村民税非課税世帯	～260万円	9,000円
③市町村民税課税世帯	～330万円	19,500円
④所得税額40,000円未満	～470万円	30,000円
⑤所得税額103,000円未満	～640万円	44,500円
⑥所得税額413,000円未満	～930万円	61,000円
⑦所得税額734,000円未満	～1130万円	80,000円 (保育単価限度)
⑧所得税額734,000円以上	1130万円～	104,000円 (保育単価限度)



階層区分	定額利用者負担	
	保育標準時間	保育短時間
①	現行の保育制度の利用者負担を基本とする。	保育標準時間認定を受けた子どもの負担額の一定割合に設定する。
②		
③		
④		
⑤		
⑥		
⑦		
⑧		

②～③：第1階層及び第4～第8階層を除き、前年度分の市町村民税の区分が右の区分に該当する世帯

④～⑧：第1階層を除き、前年分の所得税課税世帯であって、その所得税の区分が右の区分に該当する世帯

※ ①～⑧：現行の階層区分を基本として市町村民税額を基に階層区分を設定。

※ ただし、給付単価を限度とする。

## 2 . 利用者負担の検討の視点

### ○ 検討に当たっての基本的な考え方

- ・ 利用者負担の検討に当たっては、教育標準時間認定を受ける子どもについては、現行の幼稚園就園奨励費を考慮して保育料設定を、保育認定を受ける子どもについては、現行の保育所運営費による保育料設定をベースとして検討していくことが必要ではないか。
- ・ その際、両者の整合性の確保に配慮して検討することが必要ではないか。
- ・ また、国庫負担金（都道府県負担金）の精算基準としての位置付けとなることから、私立施設の保育料設定をベースとして検討していくことにしてはどうか。

### <現行の幼稚園、保育所の保育料>

私 立 幼 稚 園				私 立 保 育 所				
階層区分		年収	保育料	階層区分		年収	保育料	
							3歳未満児	3歳以上児
I	生活保護世帯	—	* 6,600円	1	生活保護世帯	—	0円	0円
II	市町村民税非課税世帯 (市町村民税所得割 非課税世帯含む)	~270万円	9,100円	2	市町村民税非課税世帯	~260万円	9,000円	6,000円
				3	市町村民税課税世帯 (4~7階層除く)	~330万円	19,500円	16,500円
III	市町村民税所得割課税額 77,100円以下	~360万円	16,100円	4	所得税額 40,000円未満	~470万円	30,000円	27,000円 (保育単価限度)
IV	市町村民税所得割課税額 211,200円以下	~680万円	20,500円	5	所得税額 103,000円未満	~640万円	44,500円	41,500円 (保育単価限度)
				6	所得税額 413,000円未満	~930万円	61,000円	58,000円 (保育単価限度)
就 支 園 給 奨 対 励 象 費 外	市町村民税所得割課税額 211,201円以上	680万円~	25,700円	7	所得税額 734,000円未満	~1,130万円	80,000円 (保育単価限度)	77,000円 (保育単価限度)
				8	所得税額 734,000円以上	1,130万円~	104,000円 (保育単価限度)	101,000円 (保育単価限度)

※ 幼稚園の保育料は、平均保育料（25,700円）から、所得階層ごとの就園奨励費の補助金額を引いた額。  
(平成25年度幼稚園就園奨励費国庫補助金予算ベース)

\* 幼稚園と保育所の「負担の平準化」を図る観点から、平成26年度概算要求において、生活保護世帯の保育料を「0円」とする要求を行っている。

※ 保育所の保育料は、保育料と比較して保育単価が下回る場合は、保育単価が限度となる。

\* 表中に「保育単価限度」とある階層は、保育料と比較して保育単価が下回ることがある階層。



<主なご意見>

- ・ 保育短時間に係る利用者負担の設定については、利用者の多様なニーズに対応するという制度の趣旨に鑑み、利用時間に応じたもっときめ細かい利用料設定が必要と考える。
- ・ 幼稚園の現行の保育料について、公私間の格差が大きいため、整理してはどうか。

○以下、利用者負担の個別の論点について、事務局において検討の視点を整理したもの。

## ・所得階層の区分数

### (1) 現 状

- 幼稚園の所得階層の区分数（就園奨励費の補助単価の区分数）は、5区分。
  - ※ 就園奨励費による支給対象となる4区分と、支給対象外（＝全額保護者負担）となる1区分の合計
- 保育所は、年齢に応じて3歳未満児と、3歳以上児の2区分を設けたうえで、所得階層の区分数（保育所運営費の徴収金基準額表の区分数）は、それぞれ8区分。
  - ※ 3歳以上児については、第6階層の保育料を58,000円（月額）としているが、3歳児の平均的な保育単価は約42,000円（月額）程度となっていることから、第6階層以上の場合には、大部分が、保育単価を基に保育料が決定されている（＝全額保護者負担）。
    - \* 保育所の保育料は、保育料と比較して保育単価が下回る場合は、保育単価が限度となる。

### (2) 検討の視点

- 教育標準時間認定を受ける子どもに係る利用者負担の所得階層の区分数は、現行の幼稚園の所得階層の区分数と同様に5区分としてはどうか。
- 保育認定を受ける子どもに係る利用者負担の所得階層の区分数は、現行の保育所の所得階層の区分数と同様に8区分としてはどうか。
  - そのうえで、満3歳以上の子どもに係る利用者負担については、現行、第6階層以上の大部分が保育単価を基に保育料が決定されており、実質的に第6階層以上の保育料基準額が適用される場合はほとんど存在しないことから、所得階層の区分数を6区分としてはどうか。

## ・所得階層の区分の決定方法

### (1) 現 状

- 幼稚園の所得階層の区分は、市町村民税額の所得割額を基に区分している。
- 保育所の所得階層の区分は、所得税額を基に区分している。（所得税額非課税となる世帯については、さらに市町村民税均等割の課税・非課税により区分）

### (2) 検討の視点

- 新制度の利用者負担の所得階層の区分を決定するにあたっては、利用者の手続きに係る負担の軽減や実施主体である市町村の事務簡素化を図るため、教育標準時間認定・保育認定を受ける子どものいずれについても、市町村民税額の所得割額を基に行うこととしてはどうか。

### <主なご意見>

- ・ 市町村民税額とすることに賛成。

## ・利用者負担の切り替え時期について

### (1) 現 状

- 幼稚園の所得階層の区分は、市町村民税額の所得割額を基に区分しているが、その決定にあたっては、「当年度分の市町村民税額」により決定している。
- 保育所の所得階層の区分は、所得税額を基に区分しているが、その決定にあたっては、「前年の所得税額」により決定している。また、所得税非課税となる世帯については、市町村民税均等割の課税・非課税を基に区分しているが、その決定にあたっては、「前年度の市町村民税額」により決定している。

### (2) 検討の視点

- 「Ⅱ」において、市町村民税額を基に決定することとした場合、市町村民税の賦課決定の時期が6月となることから、利用者負担の切り替え時期について検討する必要がある。

例1 年度を通じて「前年度分の市町村民税額」により認定

メリット： 年度を通じて同一の利用者負担となるため、国・都道府県・市町村における費用の精算手続きに当たっての事務負担が軽減される。

デメリット： 前年度分の市町村民税額は、前々年の収入を基に決定され、直近の所得の状況が反映されないことから、利用者の理解が得られにくいのではないかと。

例2 4月～5月は「前年度分の市町村民税額」により認定し、6月以降は「当年度分」により認定

メリット： 直近の所得の状況が反映されることから、利用者の理解が得られやすいのではないかと。

デメリット： 年度の途中で切り替えが行われることにより、国・都道府県・市町村における費用の精算手続きが煩雑となる。また、市町村民税の賦課決定後、短期間で認定する必要があるため、市町村、幼稚園等の事務負担が重くなる。→7月又は8月以降での切り替えもあり得るか。

例3 年度を通じて「当年度分の市町村民税額」により認定（4・5月分は前年度分の市町村民税額により仮認定し、6月以降に当年度分の市町村民税額により4月に遡及して認定）

メリット： 直近の所得の状況が反映されることから、利用者の理解が得られやすいのではないかと。また、年度を通じて同一の利用者負担となるため、国・都道府県・市町村における費用の精算手続きに当たっての事務負担が軽減される。

デメリット： 利用者負担が遡及して適用されることにより、利用者に負担感が生じるのではないかと。市町村、幼稚園等における事務が繁雑となり、遡及に伴う事務負担が重い。

#### <主なご意見>

- ・ 例2が良いかと思うが、市町村実務を踏まえると6月での切り替えは現実的ではないため、切り替え時期を8月とする必要があるのではないかと。
- ・ 市町村の事務負担への考慮も必要だが、直近の就労状況等が反映されるという点から、例2が良いのではないかと。
- ・ 幼稚園での実務を踏まえると、年度間の利用料が同一の例1でないとは対応が困難。

## ・多子軽減の取り扱い

### (1) 現 状

- 幼稚園の保育料については、同一世帯に小学校3年生以下の複数の子どもがいる場合に、年長の子どもから順に2人目以降の幼稚園に就園する子ども<sup>①</sup>の保育料について、2人目の子どもの保育料を半額<sup>②</sup>、3人目以降の子どもの保育料を無料にする多子軽減を導入<sup>③</sup>している。

① 小学校3年生以下の年長の子どもから順に2人目以降の子どもが幼稚園に就園している場合に保育料を軽減。（小学校4年生以上はカウントしない。）

② 第1子が、小学校（1～3年生）の場合は、第2子の保育料は75%（25%減）

③ 所得制限を設けており、一定所得以上の場合には対象とならない。ただし、3人同時就園の場合の第3子は、所得に関係なく無料。

※ 幼稚園と保育所の「負担の平準化」を図る観点から、平成26年度概算要求において、②は「半額」とし、③は「所得制限を撤廃」する内容の要求を行っている。

- 保育所の保育料については、同一世帯から複数の就学前の子どもが、保育所、幼稚園等を同時に利用している場合<sup>①</sup>に、当該就学前の子どものうち、年長の子どもから順に2人目の保育料を半額、3人目以降の子どもの保育料を無料にする多子軽減を導入している。

① 就学前の子どものうち、年長の子どもから順に2人目以降の子どもが保育所に入所している場合に保育料を軽減。（小学校1年生以上の子どもはカウントしない。）

### (2) 検討の視点

- 同一世帯の複数の子どもが幼稚園、保育所等を利用する場合、現行制度と同様に多子軽減を導入することとしてはどうか。その際、幼稚園と保育所の「負担の平準化」の観点から、平成26年度概算要求において幼稚園就園奨励費の多子軽減措置を拡充させる内容の要求を行っていることから、その内容と整合性をとった形で実施することとしてはどうか。

#### (多子軽減の具体的な内容)

##### <教育標準時間認定の子ども>

- ・ 小学校3年生以下の年長の子どもから順に2人目以降の子どもが幼稚園、認定こども園等を利用している場合に利用者負担額を軽減。（対象となる期間は、3歳から小学校3年生までの6年間）
- ・ 軽減額は、2人目は半額、3人目以降は無料とし、所得制限は設けない。

##### <保育認定の子ども>

- ・ 就学前の子どものうち、年長の子どもから順に2人目以降の子どもが保育所、認定こども園等を利用している場合に利用者負担額を軽減。（対象となる期間は、0歳から就学前までの6年間）
- ・ 軽減額は、2人目は半額、3人目以降は無料とし、所得制限は設けない。

# (参考) 多子世帯の保護者負担の軽減 (幼稚園と保育所との比較)

幼稚園

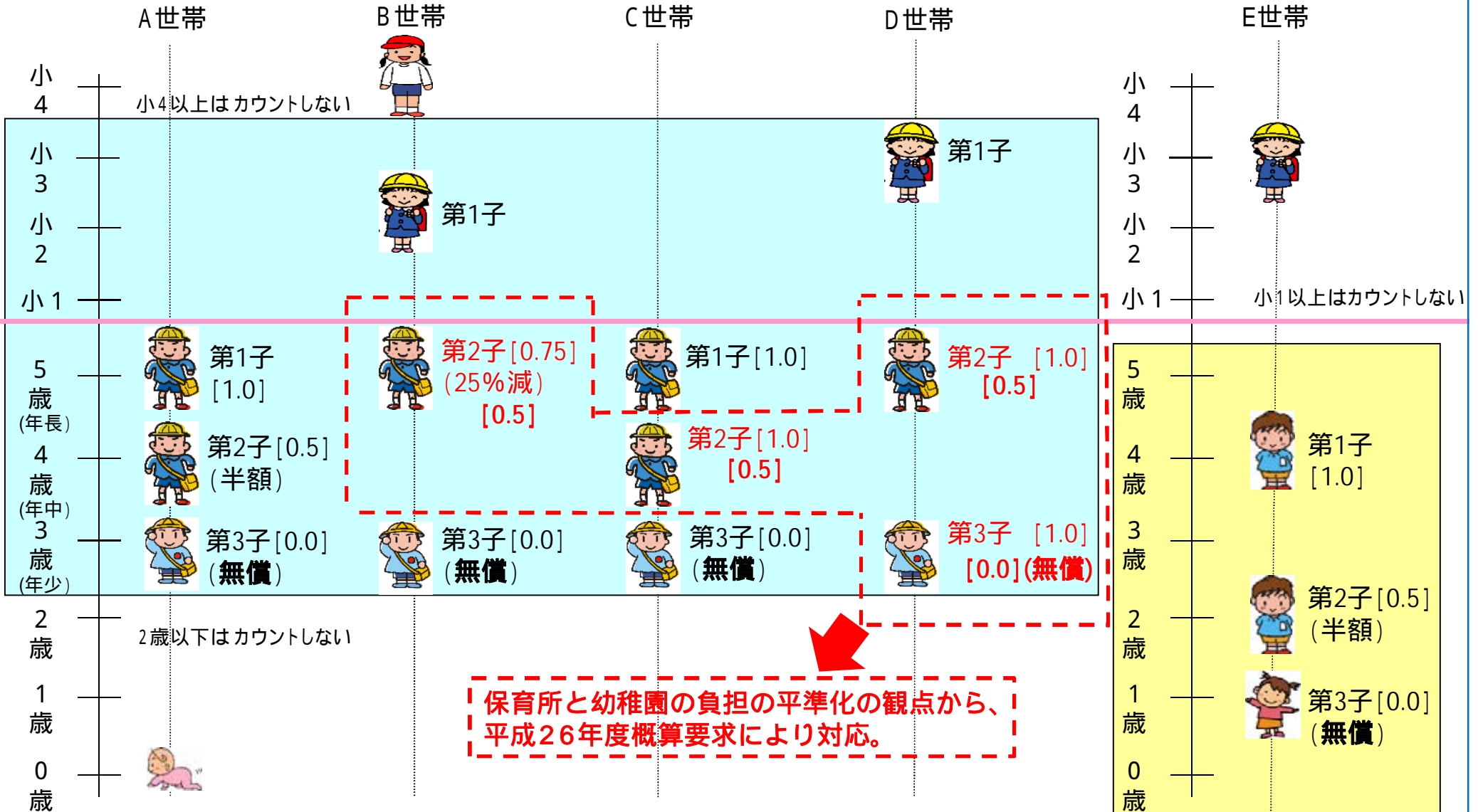
所得制限: 原則あり (年収約680万円程度まで)

補助対象世帯 年収 ~ 約680万円

補助対象外世帯 年収約680万円 ~

保育所

所得制限: なし  
(全世帯が対象)



[ ]内の数値は、第1子の保護者負担額を[1.0]とした場合の負担割合。

## ・保育料以外の実費徴収、上乗せ徴収の取り扱い

### (1) 現 状

- 幼稚園、保育所では、例えば、制服代や、課外活動等の行事に係る費用（施設の入園料、バス代等）等について、保育料とは別に実費により徴収している場合がある。
- また、幼稚園では、入園料や施設整備に要する費用等を徴収している場合がある。

### (2) 検討の視点

- 実費徴収や上乗せ徴収について、制度改革検討時点では、以下のとおり整理されている。また、実費徴収については、地域子ども・子育て支援事業の中で「実費徴収に係る補足給付を行う事業」として位置付けられている。

<制度改革検討時点での整理（平成24年3月2日少子化社会対策会議決定）>

#### ⑤ 上乗せ徴収

##### ア 実費徴収

- 国が定める基準に基づく学校教育・保育の活動の一環として行われる活動に係る費用であって、施設による費用のばらつきが大きいこと等から、こども園給付(仮称)の対象とすることが困難な費用(特別な教材費、制服代など)について、実費徴収を認める。
- 国において、実費徴収の実態(各施設における実費徴収の費目と一人あたりの実費徴収の総額)を勘案した上で、実費徴収の対象範囲及び各施設における実費徴収の上限額に関する基準を定める。
- 低所得者に対しては、公費による補足給付を行うこととし、市町村において、国が定める実費徴収に関する基準、地域における実態を踏まえつつ、必要な給付を行う事業とする。

##### イ 実費徴収以外の上乗せ徴収

- 次の要件を満たす施設については、その対価として、実費以外の上乗せ徴収を行うことを認める。
  - i) 国が定める基準に基づく学校教育・保育であること
  - ii) 低所得者については、当該徴収を免除すること
  - iii) 指定制度の一環である情報開示の標準化制度の開示項目として、上乗せ徴収の理由及び額を開示すること
- なお、国が定める基準に基づく学校教育・保育以外の活動(教育課程終了後に行う体操教室など)については、選択できる旨や利用料額の説明をあらかじめ行い、利用者の了解を得た場合には、費用の徴収を可能とする。

(注) こども園給付(仮称)、指定制度の記述は当時の整理によるもの。(⇒施設型給付等、確認制度)

- 検討に当たっては、経営実態調査の調査結果（必要な分析後次回以降お示しする予定）や、公定価格の中で対象とする経費の範囲と併せて検討していく必要があるのではないか。

<主なご意見>

- ・ 上乗せ徴収を柔軟に認めていただかないと、私立学校としての特色ある幼児教育の提供という観点から、幼稚園からの参入が図られないのではないかと。
- ・ 私立学校としての自主性や幼児教育の質を確保しつつ、各園における特色ある取り組みができるよう、上乗せ徴収を柔軟に認めること。



## ・その他の検討事項

### (1) 低所得世帯等の減免規定の取り扱い

- 保育所運営費では、所得税非課税世帯に該当する世帯の保育料について、その世帯が、母子世帯等に該当する場合に、減免規定を設けており、新制度の利用者負担においても、教育標準時間認定・保育認定を受ける子どものいずれの場合についても、同様の配慮を求めることとするか。

○基準額上、第2・3階層（所得税非課税世帯）で以下に該当する世帯の場合に軽減措置を取っている。

（対象世帯）

母子世帯等、在宅障害児（者）のいる世帯、その他の世帯（生活保護法に定める要保護者等特に困窮しているとし市町村の長が認めた世帯）

（軽減額）

上記の世帯に該当する場合は、右欄の基準額表が適用される。

階層区分	定義	3歳未満児	3歳以上児		3歳未満児	3歳以上児
第2階層	市町村民税非課税世帯	9,000円	6,000円	⇒	0円	0円
第3階層	市町村民税課税世帯 (所得税非課税)	19,500円	16,500円		18,500円	15,500円

### (2) 年少扶養控除等の廃止に伴う算定方法の取り扱い

- 平成22年度税制改正において、年少扶養控除及び16～18歳までの特定扶養控除の上乗せ部分の廃止が行われたが、保育所の保育料の決定に当たっては、扶養控除の廃止に伴う保育料への影響を避けるため、扶養控除見直し前の旧税額を市町村において再計算し、扶養控除見直し前の旧税額を基にして保育料を決定する取り扱いをしている。

※ 幼稚園についても同様に、扶養控除見直し前の旧税額を施設において再計算し、適用することが出来る取り扱いとしている。

- 上記の取り扱いについては、市町村の事務負担が大きいことや、年少扶養控除等の廃止後、一定期間が経過していること、また、今後、その他の税制改正が行われた場合に、旧税額を計算する方法が相当複雑になっていく可能性があること等を踏まえれば、例えば、所得階層の区分に用いる税額を年少扶養控除等の廃止に合わせて変更するなどの方法も考えられるのではないか。

# (参考) 現行の幼稚園と保育所の利用者負担の概要

## 幼稚園

### 1. 幼稚園における利用者負担及び事業の概要

幼稚園においては、入園料、施設整備負担金、保育料（狭義）、給食費など、各設置者の判断により保育料が保護者から徴収されている。幼児教育の振興を図る観点から、市町村において保護者の所得状況に応じた経済的負担軽減を図る「幼稚園就園奨励事業」を実施する場合には、国が所要経費の一部を補助している。（補助率：1／3以内）

### 2. 平成25年度予算のポイント

① 補助単価 保護者負担の軽減を図るため、補助単価を引き上げる。

(階層区分)	(24年度)	(25年度)	(対前年度比)
【公立】 生活保護世帯、市町村民税非課税世帯、 市町村民税所得割非課税世帯(年収約270万円まで)	20,000円	→ 20,000円	(同)
【私立】			
第Ⅰ階層： 生活保護世帯	226,200円	→ 229,200円	(3,000円増)
第Ⅱ階層： 市町村民税非課税世帯 (市町村民税所得割非課税世帯を含む)(年収約270万円まで)	196,200円	→ 199,200円	(3,000円増)
第Ⅲ階層： 市町村民税所得割課税額 (77,100円以下)世帯(年収約360万円まで)	112,200円	→ 115,200円	(3,000円増)
第Ⅳ階層： 市町村民税所得割課税額 (211,200円以下)世帯(年収約680万円まで)	49,800円	→ 62,200円	(12,400円増)

※ 金額は、第1子の場合の補助単価(年額)。  
 ※ 市町村民税所得割課税額(補助基準額)及び年収は、夫婦(片働き)と子ども2人の世帯の場合の金額であり、年収はおおまかな目安。  
 ※ 国庫補助は、子どもの人数により補助基準額を変動させ、多子世帯に配慮した「簡便な調整方式」(第2方式)の補助対象経費に対し実施。  
 ※ 幼稚園の保育料(入園料を含む)の平均単価(23年度)は年額で、公立79,000円(前年度同額)、私立308,000円(前年度3,000円増)。

② 多子世帯の負担軽減の拡充

小学校3年生以下の兄弟がいる世帯の第2子以降の園児を対象とした負担軽減措置を拡充し、幼稚園に同時就園する第3子以降の園児について、保育所と同様に所得制限を撤廃することとし、補助対象を拡大する。

○幼稚園に同時就園している場合	第2子	0.5	(継続：上記階層区分に該当する場合)
	第3子以降	0.0	(補助対象を拡大：所得制限を撤廃し全ての園児を補助対象化)
○小学校1～3年生の兄・姉がいる場合	第2子	0.75	(継続：上記階層区分に該当する場合)
	第3子以降	0.0	(継続：上記階層区分に該当する場合)

※ 数値は、第1子の保護者負担割合を[1.0]とした場合の第2子以降の概ねの保護者負担割合である。

※ 無償となる保育料の上限は、平均単価(公立：79,000円、私立：308,000円)。

### 3. 保育料等の補助額と平均的な保護者実質負担額(イメージ)

「第1子」または「兄・姉が幼稚園に同時就園している場合」に該当する園児(従来条件)

#### 【私立幼稚園】

		補 助 額		保護者負担額	
【階 層 区 分】	年収(目安)	区分	保育料(入園料を含む)の全国平均 308,000円(年額)		
【第 階層】 生活保護世帯	-	第 1 子	229,200円		78,800円
		第 2 子	268,000円		40,000円
		第 3 子以降	308,000円		
【第 階層】 市町村民税非課税世帯 (市町村民税所得割非課税世帯含む)	~約270万円	第 1 子	199,200円		108,800円
		第 2 子	253,000円		55,000円
		第 3 子以降	308,000円		
【第 階層】 市町村民税所得割課税額 77,100円以下世帯	~約360万円	第 1 子	115,200円	192,800円	
		第 2 子	211,000円		97,000円
		第 3 子以降	308,000円		
【第 階層】 市町村民税所得割課税額 211,200円以下世帯	~約680万円	第 1 子	62,200円	245,800円	
		第 2 子	185,000円		123,000円
		第 3 子以降	308,000円		
上記区分以外の世帯	約680万円~	第 3 子以降	308,000円		

#### 【公立幼稚園】

【階 層 区 分】	年収(目安)	区分	保育料(入園料を含む)の全国平均 79,000円(年額)		
・生活保護世帯 ・市町村民税非課税世帯 ・市町村民税所得割非課税世帯	~約270万円	第 1 子	← 59,000円	20,000円	
		第 2 子	50,000円	29,000円	
		第 3 子以降	79,000円		
上記区分以外の世帯	約270万円~	第 3 子以降	79,000円		

表中の「第1子」とは、戸籍上の第1子である園児及び小学校4年生以上に兄・姉を有する第2子以降の園児をいう。

市町村民税所得割課税額(補助基準額)及び年収は、夫婦(片働き)と子ども2人の世帯の場合の金額であり、年収はおおまかな目安(以下同じ)。

国庫補助は、子どもの人数により補助基準額を変動させ、多子世帯に配慮した「簡便な調整方式」(第2方式)の補助対象経費に対し実施(以下同じ)。

(例1:幼稚園児1人の子ども1人世帯の場合の補助基準額(市町村民税所得割課税額)は、第1階層:55,800円以下、第2階層:191,400円以下)

(例2:小学生2人、幼稚園児1人の子ども3人世帯の場合の補助基準額は、第1階層:98,400円以下、第2階層:231,000円以下)

### 3. 保育料等の補助額と平均的な保護者負担額(イメージ)

「兄・姉が小学校1年生～3年生の場合」に該当する園児(新条件)

#### 【私立幼稚園】

		補 助 額		保護者負担額
階 層 区 分	年収(目安)	区分	保育料(入園料を含む)の全国平均 308,000円(年額)	
【第 階層】 生活保護世帯	-	第 1 子		
		第 2 子	249,000円	59,000円
		第 3 子以降	308,000円	
【第 階層】 市町村民税非課税世帯 (市町村民税所得割非課税世帯含む)	～約270万円	第 1 子		
		第 2 子	226,000円	82,000円
		第 3 子以降	308,000円	
【第 階層】 市町村民税所得割課税額  77,100円以下世帯	～約360万円	第 1 子		
		第 2 子	163,000円	145,000円
		第 3 子以降	308,000円	
【第 階層】 市町村民税所得割課税額  211,200円以下世帯	～約680万円	第 1 子		
		第 2 子	114,000円	194,000円
		第 3 子以降	308,000円	

#### 【公立幼稚園】

【階 層 区 分】	年収(目安)	区分	保育料(入園料を含む)の全国平均 79,000円 (年額)	
・生活保護世帯 ・市町村民税非課税世帯 ・市町村民税所得割非課税世帯	～約270万円	第 1 子		
		第 2 子	35,000円	44,000円
		第 3 子以降	79,000円	

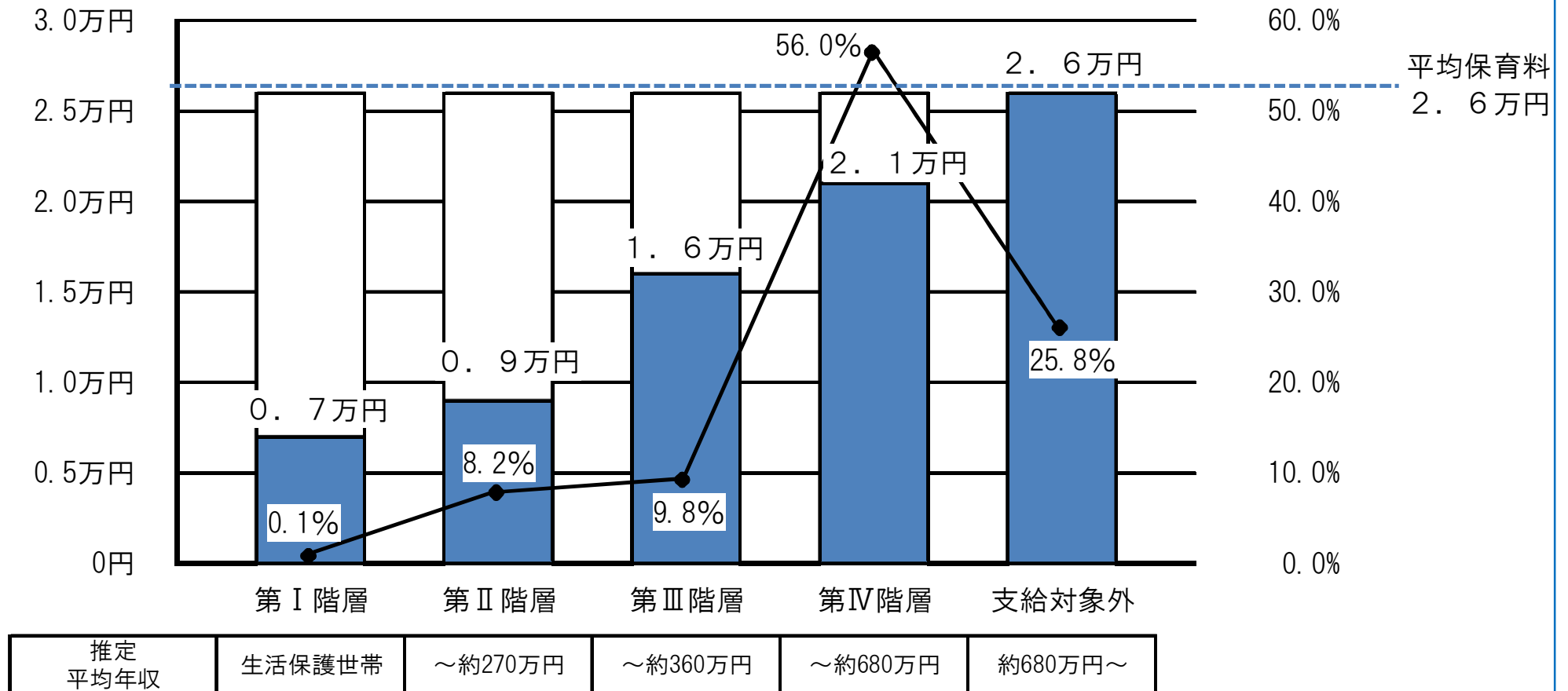
表中の「第1子」は、兄・姉となる小学校1年生～3年生の児童(当該学齢と同学齢の児童を含む。)であり、就園奨励費の支給対象とならない。

# 現行の幼稚園の利用者負担【国の補助基準（私立幼稚園）】

3歳以上児

利用者負担月額

階層分布



# 保 育 所

## 保育所徴収金（保育料）基準額

階層区分	定 義		推定年収	0歳	1歳～2歳	3歳	4歳～5歳
				14.9万円	8.8万円	4.2万円	3.6万円
第1階層	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯		—	0円			
第2階層	第1階層及び第4～第8階層を除き、前年度分の市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	市町村民税非課税世帯	～260万円	9,000円	6,000円		
第3階層		市町村民税課税世帯	～330万円	19,500円	16,500円		
第4階層	第1階層を除き、前年分の所得税課税世帯であって、その所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	40,000円未満	～470万円	30,000円	27,000円 （保育単価限度）		
第5階層		40,000円以上 103,000円未満	～640万円	44,500円	41,500円 （保育単価限度）		
第6階層		103,000円以上 413,000円未満	～930万円	61,000円	58,000円 （保育単価限度）		
第7階層		413,000円以上 734,000円未満	～1130万円	80,000円 （保育単価限度）	77,000円 （保育単価限度）		
第8階層		734,000円以上	1130万円～	104,000円 （保育単価限度）	101,000円 （保育単価限度）		

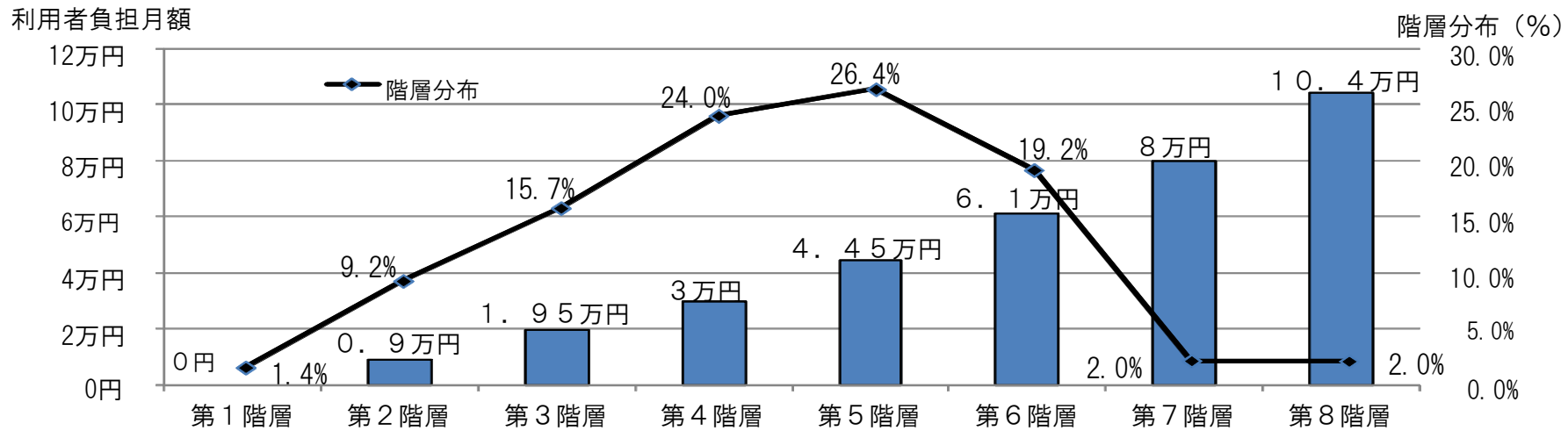
保育単価  
（月額）

- ※ 平成25年度における費用徴収基準額表。
- ※ 保育単価は平成25年度の定員90人、その他地域区分。
- ※ 上記の費用徴収基準額より、各地域区分ごとの保育単価が下回る場合は、その保育単価を限度とする。
- ※ 平成22年度税制改正により年少扶養控除の廃止等の見直しが行われたが、保育料の算定に当たっては、扶養控除見直し前の旧税額を計算し階層区分認定を行うこととしている。

# 現行の保育所の利用者負担【国の保育料基準（私立保育所）】

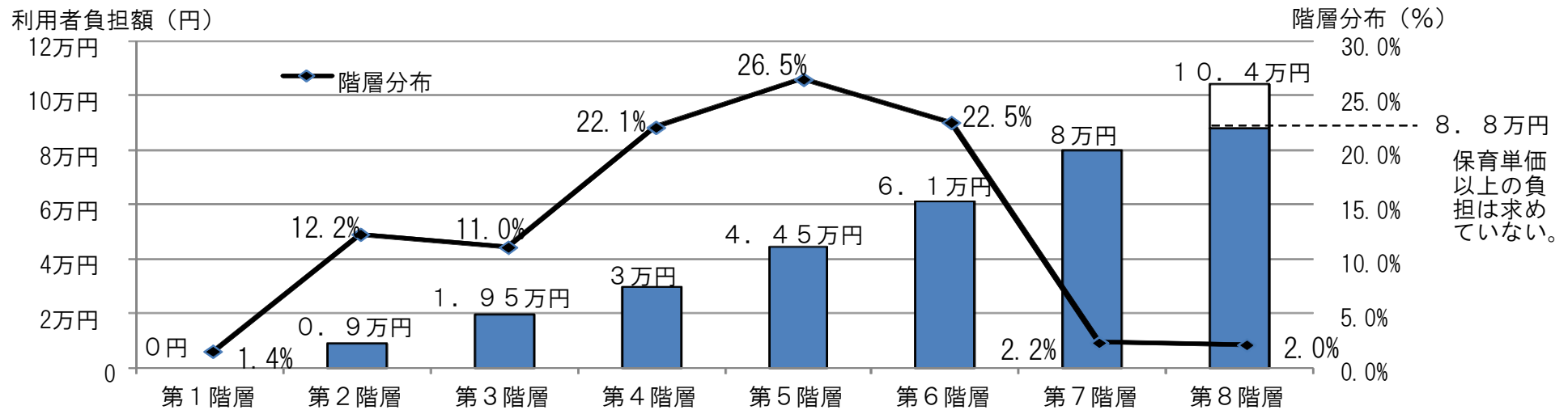
## 0歳児

・保育単価月額14.9万円（定員：90人、地域区分：その他地域）



## 1・2歳児

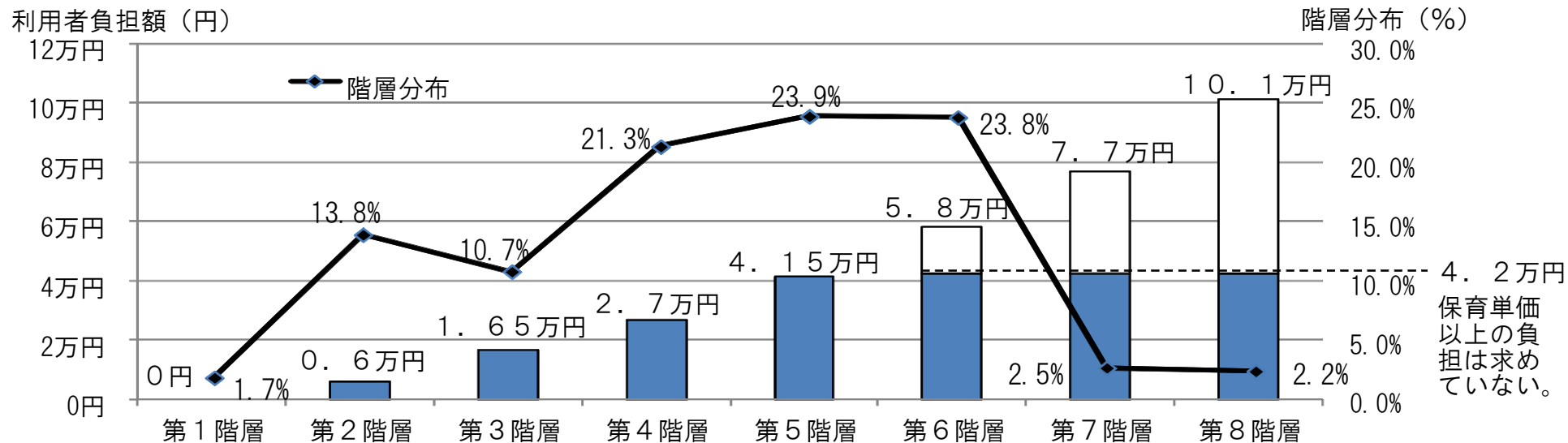
・保育単価月額8.8万円（定員：90人、地域区分：その他地域）



推定平均 年収	生活保護 世帯	～約260万円	～約330万円	～約470万円	～約640万円	～約930万円	～約1,130万円	約1,130万円～
------------	------------	---------	---------	---------	---------	---------	-----------	-----------

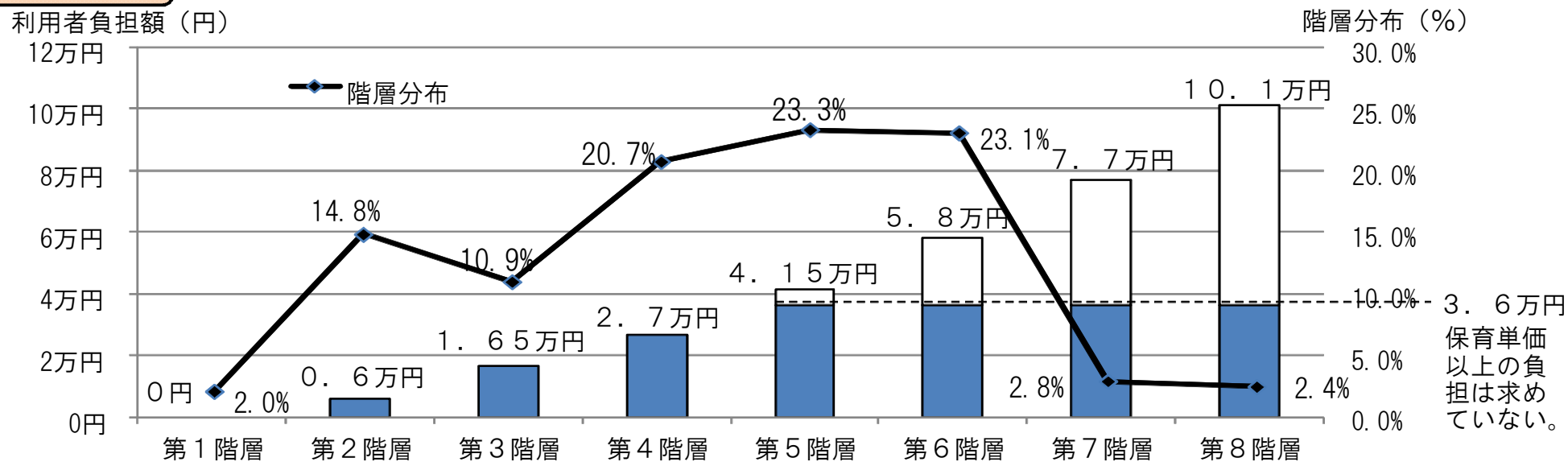
### 3 歳児

・ 保育単価月額 4. 2 万円（定員：90人、地域区分：その他地域）



### 4 歳以上児

・ 保育単価月額 3. 6 万円（定員：90人、地域区分：その他地域）



推定平均 年収	生活保護 世帯	～約260万円	～約330万円	～約470万円	～約640万円	～約930万円	～約1,130万円	約1,130万円～
------------	------------	---------	---------	---------	---------	---------	-----------	-----------